

「今求められるメンタルヘルス対策、法律改正への要望」の一部改正について

平成24年4月14日

日本産業衛生学会  
理事長 大前和幸

日本産業衛生学会理事会は、平成24年3月2日～5日に開催した臨時理事会にて「今求められるメンタルヘルス対策、法律改正への要望」（以下「本要望」）を採択し、今回の労働安全衛生法の一部改正に反対を表明するとともに、職場のメンタルヘルス対策として推進されるべき提案を致しました。「本要望」公開後、担当部課である労働衛生課の担当者と率直に疑念・意見を述べあう意見交換会を実施し、労働衛生課から意見交換会の議論を反映した「労働安全衛生法の一部を改正する法律案について」（以下「法律案について」）が提出されました。平成24年4月14日開催の理事会では、「本要望」に指摘する問題点を踏まえて「法律案について」で述べられている内容の具現化を強く要求することとし、「本要望」の一部の改正を決議しました。